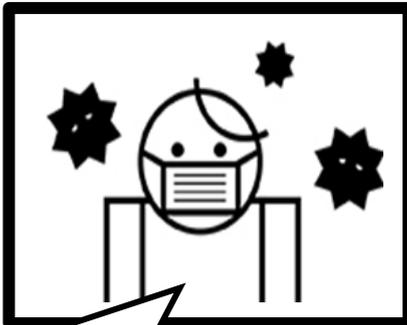


来所の目安について～ご協力のお願い～



全ての来所者(本人以外でも家族や兄弟等を含め)に症状があるときは、来所できません

- ◎ 普段はない突発的な症状時は
消失して48時間以上経過し、3日目から来所可能



- ◎ 常に症状があり症状の原因が確定診断され、かかりつけ医(主治医)許可にて来所可能



- ◎ 新型コロナ陽性 ※障害者施設等に対する行政からの推奨期間
新型コロナ発症から11日目から来所可能



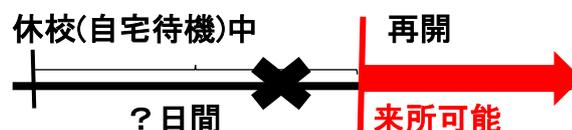
- ◎ 1週間以内に陽性者と接触があった
陽性者との最終接触から8日目から来所可能



- ◎ 職場・通所・学校・保育等の休校(自宅待機)

休校(自宅待機)解除後 来所可能

*感染対策にてオンライン授業になっている場合は休校扱い。
ただし、オンライン or 通学選択の場合は休校扱いではない



来所の目安は
・発症:
発症日を0日目として
11日目以降で症状が
消失している

・濃厚接触
最終接触日を0日として
8日目から

・自宅待機(休校)
解除後

* 兄弟等、家庭内で
自宅待機者がいるときは
来所を控えてください

* 陰性確認後も
症状があるときは
来所を控えてください